省　令

○法務省令第二十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日

法務大臣　江田　五月

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「佐倉支局」の下に「、茂原支局」を、「千葉東出張所」の下に「、東金出張所」を加える。

第五条第一項中「土浦支局」の下に「、龍ケ崎支局、常陸太田支局」を加える。

第十五条中「及び甲賀支局」を「、甲賀支局、高島出張所及び東近江出張所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年七月二十五日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定は、同月十一日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（東日本大震災に伴う積立ての申出の期間等の特例）

第十条　青森県（八戸市及び上北郡おいらせ町に限る。）、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県（十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町に限る。）及び長野県（下水内郡栄村に限る。）の区域内に住所を有している者が平成二十三年度において行う第十三条第一項第一号の申出及び同項第二号イの規定による納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十三年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日に」とあるのは「平成二十三年八月三十一日に」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とする。

第十一条　岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域内に住所を有している者が前条の規定により読み替えて適用される第十三条第一項第一号の申出（平成二十三年度において行われるものに限る。）につき同条第二項第三号に掲げる場合に該当することとなったことにより取り崩された積立金についての同条第一項第三号本文の規定の適用については、当該積立金は、法第四条第一項の交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていなかったものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月二十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―一〇〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　少子化・青少年対策審議官」に改め、「管理室長」を削り、同部公益認定等委員会事務局の項中「参事官　企画官　企画調整官　参事官補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「課長　企画官　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改める。

別表金融庁の部内部局の項中「総括審議官」を「総括審議官　金融国際政策審議官」に改める。

別表消費者庁の部内部局の項中「地方協力室長」を削る。

別表総務省の部内部局の項中「政策評価審議室長」を「政策評価審議室長　機動調査推進室長」に、「総務室長」を「総務室長　外国人住民基本台帳室長」に、「公営企業経営企画室長　地域企業経営企画室長」を「公営企業経営室長　準公営企業室長」に改める。

別表法務省の部内部局の項中「精神保健観察企画官」を「精神保健観察企画官　社会復帰支援室長」に改める。

別表外務省の部内部局の項中「国際テロ対策協力室長」を「新興国外交推進室長　国際安全・治安対策協力室長」に改め、「国際組織犯罪室長」及び「評価・広報室長」を削る。

文部科学省の部内部局の項中「資源室長　調整企画室長　競争的資金調整室長　地域科学技術振興室長　人材政策企画官」を「推進調整室長　調整・評価室長　資源室長　人材政策企画官　大学技術移転推進室長　地域支援企画官」に、「保安管理企画官」を「保安管理企画官　原子力安全国際企画官」に、「技術移転推進室長　新技術革新室長」を「競争的資金調整室長　基礎研究推進室長」に改め、「基礎研究推進企画官」を削り、「スポーツ政策企画室長」を「スポーツ政策企画室長　スポーツ連携室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「高齢者能力活用企画官」を「高齢者雇用事業室長」に、「育児・介護休業推進室長」を「育児・介護休業推進室長　均衡待遇推進室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「部長　研究情報センター長」を「統括研究官　部長　研究情報支援研究センター長」に、「庁舎管理室長」を「施設管理室長」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「企画調整官（大臣官房」を「企画調整官（大臣官房人事課に所属する者、運輸安全監理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び」に、「施設評価室長」を「施設評価室長　木材利用推進室長」に、「防災企画官」を「海岸・防災企画官」に、「先任航空情報管理管制運航情報官」を「先任航空情報管理管制運航情報官　技術管理センター長　先任技術管理航空管制技術官」に改め、同部国土地理院の項中「国際交流室長　地理空間情報企画室長　測図技術開発室長」を「地理空間情報企画室長　防災推進室長　地図情報技術開発室長」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「先任建設管理官（建設管理官室に所属する者に限る。）」を削り、同部北海道開発局の項中「厚生対策専門官」を「厚生対策専門官　開発専門職（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「防災対策官」を「防災対策官　築港対策官　空港対策官」に、「人事計画官　厚生管理官」を「上席総務専門官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　総務専門官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、「人事係長　庁舎係長」を削る。

別表気象庁の部地磁気観測所の項中「出張所長」を削る。

別表人事院の部事務総局の項中「主任法令審査官」を「主任法令審査官　人事評価運用専門官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「渉外広報室長」を「渉外広報室長　企画調整室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十二年十一月三十日」を「平成二十三年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

総務大臣　片山　善博

一　名称　平成二十三年度日米共同訓練及び日豪共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十三年六月二十七日から平成二十三年七月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　二百十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ